

第二高等学校 部活動に係る活動方針

運動部

1 本校の運動部活動

陸上部 卓球部 バレーボール部 バスケットボール部 柔道部 剣道部 サッカー部
テニス部 ソフトテニス部 アーチェリー部 水泳・水球部 バドミントン部 弓道部
ホッケー部 野球部 ラグビー部 ハンドボール部

2 目標

- (1) 生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくり
- (2) 豊かな人間性の育成
- (3) 体力の向上と健康の増進
- (4) 豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活の展開

3 練習日、練習時間

(1) 練習日及び休養日

ア 1週間の練習日は、5日以内とする。(平日の休みは各部で設定する) 土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。

イ 定期試験の1週間前からは、練習を中止とする。

ウ 夏季休業中の閉庁日は活動できない。

(2) 練習時間

ア 平日は長くとも2時間程度、休業日(学期中の週末も含む)は3時間程度とする。

イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間(原則)

(3月～10月) 19:30

(11月～2月) 18:30

(4) 上記(1)及び(2)の基準を超えた練習日・練習時間

大会スケジュール等により、次のア・イにより練習日の追加や練習時間を延長して実施することができる。ただし、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ること。

ア 休養日

技術・技能の向上やその特性から、生徒の能力・適正や健康に十分に配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

イ 練習時間

技術・技能の特性の観点から、平日では3時間程度、休日では4時間程度を上限として活動する。ただし週当たりの練習時間は16時間未満を目安とする。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、事前に運動部顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 運動競技会への参加

運動競技会への参加は、高体連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。

なお、いずれの場合も運動部顧問は、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率、参加生徒名等を明記した参加（出場）届を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 運動部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長（主将）会、部活動生集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

部費の徴収も含め、予算、会計処理、決算などの会計全般（以下、「会計担当者」という）については、保護者へ依頼することとし、決算については、第三者（保護者監査委員）の監査を受け、部の保護者全員へ報告すること。

なお、会計担当者を保護者が引き受けることができない場合は、職員が担当するが、その際は、公費に準じた取扱いとし、決算について第三者（保護者監査委員）の監査を受け、部の保護者全員へ報告すること。

(3) その他

運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、関係保護者にも活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

文化部

1 本校の文化部活動

英語部 物理部 生物部 地学部 化学部 書道部 普通科美術部 美術科美術部
写真部 吹奏楽部 茶道部 演劇部 箏楽部 放送部
JRC同好会 漫画研究同好会 調理同好会 囲碁同好会 コンピュータ同好会

2 目標

- (1) 生涯にわたって文化や芸術に親しむための基礎づくり
- (2) 思考力・創造力・感受性の向上と豊かな人間性の育成
- (3) 豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活の展開

3 活動日、活動時間

(1) 活動日及び休養日

ア 1週間の活動日は、5日以内とする（平日の休みは、各部で設定する）。土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は、次週に振替休養日を設けることとする。

イ 定期試験の1週間前からは、活動を中止する。

ウ 夏季休業中の閉庁日は活動できない。

(2) 活動時間

ア 平日は長くとも2時間程度、休業日（学期中の週末も含む。）は3時間程度とする。

イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間（原則）

（3月～10月） 19：30

（11月～2月） 18：30

(4) 上記（1）及び（2）の基準を超えた活動日・活動時間

発表や展示のスケジュール等により、次のア・イにより活動日の追加や活動時間を延長して実施することができる。ただし、希望する文化部は、事前に校長の承認を得ること。

ア 休養日

技術・技能の向上や作品制作・実験・研究等に関するその特性から、生徒の能力・適正や健康に十分に配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

イ 活動時間

技術・技能の向上や作品制作・実験・研究等に関するその特性から、平日では3時間程度、休日では4時間程度を上限として活動する。ただし週当たりの練習時間は16時間未満を目安とする。

4 大会・校外活動等への参加

大会・校外活動等への参加は、高文連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も、文化部顧問は、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

5 その他

(1) 文化部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

部費の徴収も含め、予算、会計処理、決算などの会計全般（以下、「会計担当者」という）については、保護者へ依頼することとし、決算については、第三者（保護者監査委員）の監査を受け、部の保護者全員へ報告すること。

なお、会計担当者を保護者が引き受けることができない場合は、職員が担当するが、その際は、公費に準じた取扱いとし、決算について第三者（保護者監査委員）の監査を受け、部の保護者全員へ報告すること。

(3) その他

文化部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況を把握するとともに、生徒理解に努める。また関係保護者にも活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。